7　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟において、当該患者の看護必要度について測定を行った場合には、一般病棟看護必要度評価加算として、１日につき５点を所定点数に加算する。

8　退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院日の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

9　入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

10　当該病棟においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ　総合入院体制加算
ロ　地域医療支援病院入院診療加算
ハ　臨床研修病院入院診療加算
ニ　救急医療管理加算
ホ　超急性期脳卒中加算
ヘ　妊産婦緊急搬送入院加算
ト　在宅患者緊急入院診療加算
チ　診療録管理体制加算
リ　医師事務作業補助体制加算
ヌ　急性期看護補助体制加算（７対１入院基本料又は10対１入院基本料を算定するものに限る。）
ル　看護職員夜間配置加算（７対１入院基本料又は10対１入院基本料を算定するものに限る。）
ヲ　乳幼児加算・幼児加算
ワ　難病等特別入院診療加算
カ　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
ヨ　看護配置加算
タ　看護補助加算
レ　地域加算
ソ　離島加算
ツ　療養環境加算
ネ　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算
ナ　二類感染症患者療養環境特別加算
ラ　重症者等療養環境特別加算
ム　小児療養環境特別加算
ウ　無菌治療室管理加算
ヰ　放射線治療病室管理加算
ノ　緩和ケア診療加算
オ　精神科リエゾンチーム加算
ク　強度行動障害入院医療管理加算
ヤ　重度アルコール依存症入院医療管理加算
マ　摂食障害入院医療管理加算
ケ　がん診療連携拠点病院加算
フ　栄養サポートチーム加算
コ　医療安全対策加算
エ　感染防止対策加算
テ　患者サポート体制充実加算
ア　褥瘡（じょくそう）ハイリスク患者ケア加算
サ　ハイリスク妊娠管理加算
キ　ハイリスク分娩（ぶんべん）管理加算
ユ　退院調整加算
メ　新生児特定集中治療室退院調整加算
ミ　救急搬送患者地域連携紹介加算
シ　救急搬送患者地域連携受入加算
ヱ　総合評価加算
ヒ　呼吸ケアチーム加算
モ　後発医薬品使用体制加算
セ　病棟薬剤業務実施加算
ス　データ提出加算

11　当該病棟のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であって、当該病棟に90日を超えて入院する患者については、注１から注10までの規定にかかわらず、区分番号Ａ１０１に掲げる療養病棟入院基本料１の例により算定する。

12　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（７対１入院基本料又は10対１入院基本料を現に算定している患者に限る。）について、ＡＤＬ維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、１日につき25点を所定点数に加算する。

Ａ１０１　療養病棟入院基本料（１日につき）

１　療養病棟入院基本料１

イ　入院基本料Ａ　1,810点（健康保険法第63条第２項第２号及び高齢者医療確保法第64条第２項第２号の療養（以下この表において「生活療養」という。）を受ける場合にあっては、1,795点）
ロ　入院基本料Ｂ　1,755点（生活療養を受ける場合にあっては、1,741点）
ハ　入院基本料Ｃ　1,468点（生活療養を受ける場合にあっては、1,454点）
ニ　入院基本料Ｄ　1,412点（生活療養を受ける場合にあっては、1,397点）
ホ　入院基本料Ｅ　1,384点（生活療養を受ける場合にあっては、1,370点）
ヘ　入院基本料Ｆ　1,230点（生活療養を受ける場合にあっては、1,215点）
ト　入院基本料Ｇ　967点（生活療養を受ける場合にあっては、952点）
チ　入院基本料Ｈ　919点（生活療養を受ける場合にあっては、904点）
リ　入院基本料Ｉ　814点（生活療養を受ける場合にあっては、800点）

２　療養病棟入院基本料２

イ　入院基本料Ａ　1,745点（生活療養を受ける場合にあっては、1,731点）
ロ　入院基本料Ｂ　1,691点（生活療養を受ける場合にあっては、1,677点）
ハ　入院基本料Ｃ　1,403点（生活療養を受ける場合にあっては、1,389点）
ニ　入院基本料Ｄ　1,347点（生活療養を受ける場合にあっては、1,333点）
ホ　入院基本料Ｅ　1,320点（生活療養を受ける場合にあっては、1,305点）
ヘ　入院基本料Ｆ　1,165点（生活療養を受ける場合にあっては、1,151点）